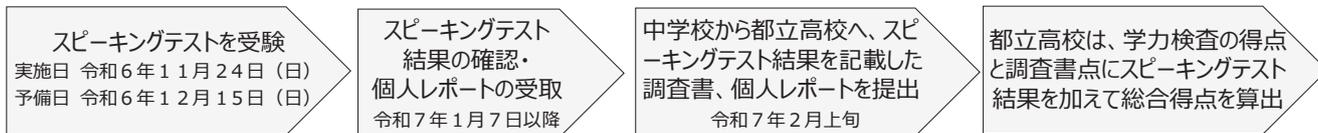


4 中学校3年生対象の中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）結果の都立高校入試への活用について

都立高校入試では、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）（以下「スピーキングテスト」といいます。）の結果を活用します。

1 スピーキングテスト結果の都立高校への提出



2 活用区分

第一次募集・分割前期募集

※エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校などは対象外です。対象校の詳細は、「7 入試実施方法一覧（別表1）」（43ページから73ページまで）をご覧ください。

3 調査書への記載・スコアレポートの提出

中学校は、スピーキングテスト結果（A～F：6段階評価）を、調査書の「諸活動の記録」の欄に記載します。また、調査書を都立高校へ提出する際に、個人レポートも合わせて提出します。



※A～Fのスコアの他、

- ・受験対象でない者（国私立中学校生徒、特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している者等でテストを受けていない者）…N
 - ・受験対象者であるが、やむを得ない事情で受験することができず「措置申請承認書」の交付を受けた者…H
 - ・それ以外の者…W
- という表記がなされます。

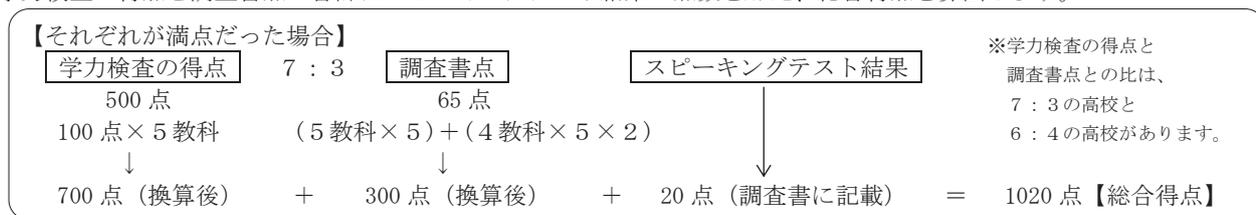
4 評価の点数化

都立高校では、AからFまでの6段階で提出された評価を、次の表のとおり、20点満点に点数化します。

スピーキングテスト結果（評価）	A	B	C	D	E	F
都立高校入試での活用（点数化）	20点	16点	12点	8点	4点	0点

5 総合得点の算出

学力検査の得点と調査書点の合計にスピーキングテスト結果の点数を加え、総合得点を算出します。



6 スピーキングテスト不受験者に対する措置

スピーキングテスト不受験者については、「仮のスピーキングテスト結果」を算出・点数化し、不利にならないように取り扱います。ただし、以下の(1)に該当しない者がスピーキングテストを受験しなかった場合は、「仮のスピーキングテスト結果」は算出せず、加算しません。

(1) 換算対象となる不受験者

ア 都内公立中学校に在籍する者のうち、インフルエンザの罹患など、やむを得ない理由によりスピーキングテスト（予備日を含む。）を受験することができなかった者

※中学校を經由して、措置申請書及び理由を証明する書類の提出が必要です。提出いただいた書類を東京都教育委員会で確認し、承認を得た場合、換算対象となります。

イ 都内公立中学校に在籍していないため、スピーキングテストを受験していない者

※スピーキングテストの対象は、都内公立中学校に在籍する生徒ですが、以下に該当し、都立高校入試を受検する予定の方は、スピーキングテストの受験が可能です。スピーキングテストを受験していない以下に該当する方が都立高校を受検する場合、換算対象となる不受験者として、次ページ(2)のとおり、措置します。

- ① 都内特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒
- ② 都内国私立中学校に在籍している生徒
- ③ 都外中学校等に在籍する生徒及び中学校を卒業した者

(2) 換算方法

英語学力検査の順位	英語学力検査の得点	ESAT-1結果
36	78	A
37	76	B
38	75	A
38	75	B
38	75	A
38	75	B
38	75	C
38	75	不受験者
38	75	A
38	75	B
38	75	B
38	75	B
38	75	C
49	74	B

英語学力検査の得点により順位を決め、英語学力検査の得点と同じ者のスピーキングテスト結果をそれぞれ点数化し、その平均値により、不受験者の「仮のスピーキングテスト結果」を求めます。

平均値が18点以上はA、14点以上18点未満はB、10点以上14点未満はC、6点以上10点未満はD、2点以上6点未満はE、2点未満はFとします。

左の表では、英語の学力検査の得点と同じ者のスピーキングテスト結果はAが3名、Bが5名、Cが2名であり、平均値は16.4点となるため、不受験者の「仮のスピーキングテスト結果」はBになります。

左記以外のパターンの算出方法は、「東京都教育委員会ホームページ（令和4年5月26日）報道発表資料」を確認してください。



<スピーキングテスト結果の活用に関するQ&A>

Q 1 都立高校の推薦入試を受ける場合も、スピーキングテストの結果は活用されますか。

A 1 活用されません。分割後期募集・第二次募集以降の選抜についても同様に活用されません。第一次募集・分割前期募集においてのみ活用されます。

Q 2 スピーキングテストに向けて、どのような準備をすればいいですか。

A 2 普段の授業で行っているペア・ワークやグループ活動、スピーチやプレゼンテーション、教科書の「音読」などの活動について、これまでどおり取り組んでください。また、過去のスピーキングテスト設問動画、問題スクリプト等を掲載しておりますので、ご参照ください。



【特設ページ】
中学校英語スピーキングテスト

Q 3 入試において、スピーキングテスト不受験者の換算措置の対象となるのは、どのような場合ですか。

A 3 入試でスピーキングテスト結果を活用する際に「不受験者に対する措置」を行うのは、インフルエンザの罹患などのやむを得ない理由により、スピーキングテスト当日も予備日も受験できなかった生徒などが対象となります。

在学する中学校を通して、「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請書」を、東京都教育委員会に提出してください。内容を精査し、「措置申請承認書」を交付します。承認を得た者は、措置申請承認書を出願書類に添付し、志願する都立高校へ提出してください。

なお、やむを得ない理由に該当するかについては、申請された個別のケースに応じて判断します。また、「スピーキングテストを休んだ方が有利だ」という理由等でスピーキングテストを受験しなかった場合、「不受験者に対する措置」はなく、点数は0点となります。

Q 4 国私立中学校や都外の中学校に在籍している場合、入試におけるスピーキングテストの扱いはどのようになりますか。

A 4 国私立中学校や都外の中学校に在籍している生徒や中学校を卒業した者で、都立高校入試を受検する予定の方は、スピーキングテストの受験が可能です。

なお、スピーキングテストの受験申込みをしたにもかかわらず、やむを得ない理由がなく欠席した場合、「不受験者に対する措置」はなく、点数は0点となります。

※ スピーキングテストの実施内容や受験対象者については、以下の担当にお問い合わせください。

【問合せ先】東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当 03-5320-6865